附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものに係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、それぞれ第一条の規定による改正後の同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ及び潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプ、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、消火ポンプ、バラストポンプ並びに貨物油ポンプ	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
内燃機関の油冷却器及び水冷却器並びに排気タービン加給機の空気冷却器	熱交換器

規　則

○原子力規制委員会規則第十号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年八月一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	
第六条　令第四条第四項第三号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。	
［略］	［略］
原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条各号に掲げる原子炉の

改正前	
第六条　令第四条第四項第三号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。	
［同上］	［同上］
原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条各号に掲げる原子炉の設置の許可